

消費税率引上げに伴う地方消費税交付金増収分の使途について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。令和2年度一般会計決算において、下記のとおり社会保障施策経費へ充当した。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 60,826千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 561,194千円

(単位：千円)

事業名		令和2年度 決算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地 方 消 費 税 交 付 金 (社会保 障財 源化 分)	そ の 他
社会福祉	社会福祉関係経費	231,096	98,524	60,611	0	1,130	13,302	57,529
社会保険	社会保険関係経費	249,238	9,565	36,306	0	0	38,191	165,176
保健衛生	保健衛生関係経費	80,860	17,794	6,769	6,600	0	9,333	40,364
合 計		561,194	125,883	103,686	6,600	1,130	60,826	263,069

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分